

令和元年11月農業委員会総会議事録

日 時 令和元年11月29日（金曜日）議事開始 午前8時57分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田方 説夫 田上 みゆき

竹下 助範 稲田 優 下原 小枝子 栗下 章二

岩屋 美智子 田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 宮原 美實 川口 三雄 伊地知トシ子

高谷 千代子 増田 賢造 溝添 トミ子 吉留 律子

杉元 義男 津口 えりこ 山之内 秀樹 上畠 勝

赤川 リク子 永前 茂則 福迫 久利 中津 ゆみ子

園田 義保

欠席委員

【推進委員】 宮田 吉人

事務局職員

事務局長 吉留 伸也

事務局長補佐 鳥澤 庄司

農地調整係長 川上 大輔

農地調整係主任主事 松下 理恵

農地調整係主事 池田 哲也

農地調整係主事 加藤 雅也

議 題

報告第16号 農地等の合意解約について

報告第17号 農用地利用配分計画について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農用地利用集積計画について

議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号 非農地証明願いについて

事務局長 それではただいまから令和元年11月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

谷口会長 【あいさつ・・・】

谷口議長 次ぎに委員の出席状況を報告いたします。宮田委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は27人で定足数に達しております。これより会議を開きます。

議事に入る前に議事録署名委員に、田方委員と岩屋委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第16号から報告第17号及び議案第41号から議案第45号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 （議案朗読）

谷口議長 議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第16号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第16号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は13件でございます。議案書2ページをご覧ください。

令和元年11月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号1番については、所有者が売買したいという意向で、解約するものです。所有者から、あっせん申出書の提出があります。

整理番号2番については、担い手の変更のため解約するものです。今後は、中間管理事業により、他の担い手に貸借する予定です。

整理番号3番については、JAの農地利用集積円滑化事業による貸借を解約するものです。現在、JAの方で他の担い手をあっせんしているとの事でございます。

整理番号4番については、担い手変更のため解約するものです。今後は、同様に中間管理事業の利用配分計画で他の担い手へ貸借されます。

整理番号7番については、他の担い手に売買するため解約するものです。

整理番号8番から10番までは、担い手の変更のため解約するものです。今後は、それぞれ、農地法第3条貸借、基盤法利用権設定、中間管理事業での貸借の予定です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第17号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第17号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和元年度9月総会で委員の皆様にご審議して頂いた案件であり、令和元年11月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。内訳としましては1件の3筆、2,902㎡となっております。詳細につきましては、4ページ記載のとおりです。以上、報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第41号についてご説明いたします。5ページをご覧ください。
今月の許可申請件数は、所有権移転15件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。6ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、2, 789㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、2, 960㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。7ページをご覧ください。

整理番号3番、畑2筆、913㎡の贈与です。

整理番号4番、田1筆、1, 005㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、山口委員の掘起しです。8ページをご覧ください。

整理番号5番、田3筆、5, 824㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちら、山口委員の掘起しとなります。

整理番号6番、田1筆、1, 028㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらについても、山口委員の掘起しとなります。9ページをご覧ください。

整理番号7番、田3筆、2, 899㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。10ページをご覧ください。

整理番号8番、田2筆、2, 258㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは上畠委員の掘起しです。

整理番号9番、畑1筆、4, 958㎡の贈与です。こちらは、農業振興地域内農用地区域外となるため、10アール要件での取得です。

整理番号10番、畑1筆、1, 061㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。11ページをご覧ください。

整理番号11番、田1筆、727㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは吉留委員の掘起しです。

整理番号12番、田1筆、584㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちら、吉留委員の掘起しです。

整理番号13番、畑1筆、92㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、農業振興地域内農用地区域外となるため、10アール要件での取得です。18ページをご覧ください。

整理番号14番、畑25筆、15,868㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。20ページをご覧ください。

整理番号15番、田10筆、5,920㎡の贈与です。以上、所有権移転15件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第41号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

まず、所有権移転、整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を永前委員にお願いします。

永前委員 議長。

谷口議長 永前委員。

永前委員 整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請地周辺は基盤整備済みで日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で繁殖牛主体の専業農家の後継者です。渡人との関係は、他人です。受人は後継者として営農に一生懸命取り組まれています。農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号2番及び3番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いします

杉元委員 議長。

谷口議長 杉元委員。

杉元委員 まず整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会

内にあります。申請地周辺は、〇〇の基盤整備済みですが、西側に山林があります。日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で水稲主体の兼業農家ですが、〇〇地区の認定農業法人の構成員で営農に一生懸命取り組まれております。権利取得後も水稲を作付けするとの事です。農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請地周辺は、畑作地帯です。日照・接道・排水は問題ありません。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で水稲主体の専業農家です。所有農地の管理も行き届いており、権利取得後は、芋やネギなどを作付けするとの事で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に7ページの整理番号4番から8ページの6番の土地及び申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

谷口議長 山口委員。

山口委員 まず整理番号4番からご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。日照・接道・用排水は良好で、周辺は基盤整備済みです。受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で繁殖牛主体の専業農家です。高齢ですが、昨年まで認定農業者でありました。後継者については、近々、甥が後を継ぐとの事です。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切であり何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請地周辺は、中央耕地の基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で水稲主体の兼業農家です。後継者は現在、市外にいますが3年後

に帰郷して、後を継ぐとの事です。経営地を増やして、将来、認定農業者になる計画との事です。所有農地の管理や畦畔の管理など行き届いており、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

最後に整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。日照・接道・用排水は良好で、周辺は基盤整備済みです。受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で会社経営をされている水稻主体の兼業農家です。兼業ですが、営農にも一生懸命で所有農地の管理も行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に9ページの整理番号7番の字〇〇の土地を上島委員に、字〇〇の土地及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いします。まず、上島委員にお願いします。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 整理番号7番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は基盤整備済みの水田地帯で日照・接道・用排水は良好です。現在、耕運されていきました。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

谷口議長 伊地知委員。

伊地知委員 整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は基盤整備済みの水田地帯で日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で露地野菜と稲作主体の兼業農家です。渡人との関係は知人との事です。兼業ですが、営農にも一生懸命に取り組んでおり、後継者もいらっしゃいます。几帳面な方で所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたし

ます。

谷口議長 次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を上島委員にお願いします。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいませんが、周辺は水田地帯です。申請農地の状況は、登記では2筆ですが、現況は1枚の水田となっています。水稻の刈り取りは、まだ、終わっていませんでした。日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で繁殖牛主体の専業農家です。後継者はおり、認定農業者となっているので後継者への取得について話をしましたが、この水田については、私が取得しますとの事でした。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に10ページの整理番号9番の土地を上島委員に、申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いします。まず、上島委員にお願いします。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 整理番号9番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。防除ネットが張り巡らされた畑作地帯です。日照・接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

谷口議長 次に竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 整理番号9番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会の兼業農家です。渡人との関係は親子です。今回、親から農地を譲り受け、親の指導で露地野菜などを作付けしていくとの事でした。特に問題は見当

たりませんでした。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に整理番号10番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いいたします。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 整理番号10番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいませんが、周辺は水田地帯です。道路の下にある農地で形状は悪く、東側は山林で午前中は日が当たらない状況ですが、接道・用排水は良好です。申請農地の状況は、遊休農地化していて、雑草が繁茂していましたが、刈り取ってありました。受人の所有農地と隣接していたので相談があったとの事でした。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で稲作及び果樹主体の専業農家です。栗とかブルーベリーとか、タケノコなどをされているとの事です。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に11ページの整理番号11番及び12番の土地及び申請人「受人」の確認を吉留委員にお願いいたします。

吉留委員 議長。

谷口議長 吉留委員。

吉留委員 それでは整理番号11番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいません、日照・用排水は良好ですが、接道が無いので渡人から譲渡の相談を受けて、隣接の所有者に話したところ、承諾を得たので今回、売買となりました。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

続いて、整理番号12番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいません、日照・接道・用排水は

良好ですが、形状は良くありません。渡人が市外のため、処分したいとの相談を受けて、隣接の所有者に話したところ、承諾を得たので今回、売買となりました。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で繁殖牛主体の専業農家です。稲作・露地野菜の里芋などを作っています。後継者はおります。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいいたします。

谷口議長 次に整理番号13番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員に願います。

岩屋委員 議長。

谷口議長 岩屋委員。

岩屋委員 それでは整理番号13番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいません。日照・接道・排水は良好です。受人の畑が申請農地の西側にありますが、接道が無く、渡人は農地を処分したくて、受人に相談したため、今回、譲渡となりました。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で露地野菜主体の専業農家です。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいいたします。

谷口議長 次に12ページの整理番号14番の土地及び申請人「受人」の確認を中津委員に願います。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 整理番号14番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいません。周辺一帯は畑作地帯です。日照・接道・排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で会社経営をしながら、オリーブを作付けしている兼業農家です。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で

何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に整理番号15番の土地を中津委員に、申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。まず、中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 それでは整理番号15番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいます。周辺一帯は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。以上、報告します。

谷口議長 次に溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 それでは整理番号15番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の兼業農家です。所有農地の管理は行き届いており、水路等の草刈など協力していくとの事なので地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計15件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

谷口議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第41号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

福迫委員　議長。

谷口議長　福迫委員。

福迫委員　10ページの整理番号9番の受人についてですが、家は〇〇自治会内にありますので農業をするとの事ですが、申請農地まで〇〇mから〇〇m離れているし、トラクターなど農機具を持たないので農業ができるのか、お聞きします。

事務局　議長。

谷口会長　事務局。

事務局　受人の実家が申請農地の近くにあるため、農機具などは実家から借りるとの事です。父親の指導を受けながら、農業をしていくとの事で営農計画書も提出されています。

谷口議長　はい、福迫委員、今の回答でよろしかったでしょうか。

福迫委員　はい。

谷口議長　他に質疑はありませんか。

永前委員　議長。

谷口議長　永前委員。

永前委員　12ページの整理番号14番についてですが、かなりの面積ですが、農地中間管理事業を活用するとか検討しなかったのかお聞きします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　永前委員のご質問に回答いたします。この方は〇〇地区で会社を営みながら、将来、オリーブ園を作りたいという事で以前から農地を取得されています。周辺の農地を受人で取得していますが、要件を満たしていなかった頃に渡人名義で農地を取得していましたが、要件を満たすようになった事で受人に全て名義を変更するために今回、申請されたものです。以上です。

谷口議長 よろしいでしょうか。

永前委員 納得しましたが、中間管理機構を通して、売買すれば10アールあたり〇〇～〇〇円で安く済んだと思って、質問しました。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 受人が現在、認定農業者でないので農地売買事業を利用する事ができないので今回3条申請となりました。以上です。

谷口議長 という事で条件が若干違うという事でした。他に質疑はありますか。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 6ページの整理番号1番について、質問いたします。受人は非常に若く今後、経営拡大などをされると思いますが、農地も持っているし、牛を買われているので3条ではなく、基盤法ではだめだったのか、お聞きします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 受人は認定農業者の認定をとろうと考えていましたが、今のところ、認定農業者の要件を満たしていないため、3条での取得となりました。

谷口議長 他に質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第42号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第42号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。説明に入る前に、訂正がございます。議案配布後に、所有権移転の取下げが1件ございました。27ページをご覧ください。所有権移転整理番号9番が、取下げとなりますので、削除をお願い致します。それでは21ページをご覧ください。このことに伴い、農用地利用集積計画件数は22件から21件となります。誠に申し訳ございませんが、議案の訂正をお願い致します。それでは説明に入ります。今月の計画件数は21件で、内訳は、所有権移転10件、利用権設定11件となっております。利用権設定においては、農地中間管理事業が9件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。22ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、1，169㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、2，242㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。23ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、畑1筆、2，422㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田2筆、594㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。24ページをご覧ください。

整理番号5番、田2筆、1，440㎡の売買となります。価格は10アール当たり〇〇円です。記入が漏れていましたが、宮原委員の掘起しとなります。誠に申し訳ございませんが、ご記入をお願い致します。25ページをご覧ください。

整理番号6番、田4筆、3，957㎡の売買となります。価格は10アール当たり〇〇円です。26ページをご覧ください。

整理番号7番、田4筆、8，708㎡の売買となります。価格は総額

〇〇円です。尾山委員の掘起しとなります。

整理番号8番、田1筆、864㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。山口委員の掘起しとなります。27ページをご覧ください。

整理番号9番は、先ほど説明いたしましたが、取下げとなりました。

整理番号10番、田3筆、3,292㎡の売買となります。価格は10アール当たり〇〇円です。山口委員の掘起しとなります。28ページをご覧ください。

整理番号11番、田1筆、784㎡の売買となります。価格は10アール当たり〇〇円です。山口委員の掘起しとなります。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、今月も借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。29ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、4,938㎡の賃貸借です。30ページをご覧ください。整理番号2番から同10番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号2番、田2筆、畑2筆、2,560㎡の使用貸借です。譲渡人の氏名ですが、〇〇と読むようです。〇に〇と書くようです。色々調べましたが、意味や他の読みはわかりませんでしたので、ご容赦ください。

整理番号3番、田1筆、875㎡の賃貸借です。31ページをご覧ください。

整理番号4番、田2筆、1,961㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、1,169㎡の賃貸借です。33ページをご覧ください。

整理番号6番、田7筆、5,964㎡の賃貸借です。34ページをご覧ください。

整理番号7番、畑5筆、10,841㎡の賃貸借です。35ページをご覧ください。

整理番号8番、畑2筆、4,914㎡の賃貸借です。

整理番号9番、畑3筆、6, 324㎡の賃貸借です。36ページをご覧ください。

整理番号10番、田2筆、1, 948㎡の賃貸借です。

整理番号11番、田1筆、672㎡の賃貸借です。杉元委員の掘起しとなります。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

谷口議長　それでは、議案第42号の審議に入ります。所有権移転整理番号1番及び2番の譲受人につきまして、〇〇委員が取締役となっている法人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

谷口議長　それでは、ただ今から所有権移転整理番号1番及び2番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号1番及び2番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長　それでは、所有権移転整理番号1番及び2番を除く、議案第42号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

稲田委員　議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 所有権移転整理番号3番の受人である〇〇の代表者の方はどなたなのか、お分かりになれば、教えてください。

事務局 〇〇の代表者の名前でよろしかったでしょうか。

稲田委員 はい。

事務局 〇〇さんです。

稲田委員 わかりました。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

山口委員 議長。

谷口議長 山口委員。

山口委員 参考にお聞きします。27ページの所有権移転整理番号9番の取り下げについてですが、受人からなのか、渡人からなのかをお聞きします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 所有権移転整理番号9番の取り下げについてですが、渡人からの取り下げでございます。

谷口議長 よろしいでしょうか。

山口委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号1番及び2番を除く議案第42号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第42号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

谷口議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第43号「農地法第4条の変更申請について」、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第45号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は3件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。38ページをご覧ください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、1, 139㎡を農家住宅及び農機具倉庫用地として申請するものです。農地区分が第1種農地となっておりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定される1種農地の不許可の例外、集落接続に該当すると判断しております。工事期間は令和2年1月15日から4月30日までとなっております。事業費については、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応されるとの事です。排水については、生活排水は合併浄化槽で処理後、東側市道側溝へ排水します。雨水も同様です。市建設課と協議済です。

続きまして、整理番号2番、申請地は大字〇〇、田2筆、224㎡を倉庫及び進入路用地として追認申請するものです。平成22年頃に倉庫は建築済で土地も造成済です。申請人より始末書の提出がございます。排水については、雨水は地下浸透で処理します。

続きまして、整理番号3番、申請地は大字〇〇、畑2筆、4, 799㎡を畜舎及び管理棟、飼料庫用地として追認申請するものです。昭和30年頃に畜舎及び管理棟を建築済です。申請人より始末書の提出がございます。糞尿については、既存堆肥舎にて処理します。また、雨水などは地下浸透及び集水桝より、側溝へ排水します。39ページをご覧ください。

続きまして、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請につい

て」ご説明いたします。今月の許可申請件数は5件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。40ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田2筆、830㎡を一般個人住宅及び作業場用地として申請するものです。農地区分が第1種農地となっておりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定される1種農地の不許可の例外、集落接続に該当すると判断しております。権利関係は売買です。工事期間は令和2年2月15日から5月31日までとなっております。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を融資及び自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、生活排水は合併浄化槽で処理後、北側側溝へと排水します。雨水も同様です。

続きまして、整理番号2番と3番につきましては同一事業の為、併せてご説明します。40ページから41ページになります。整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、290㎡、整理番号3番、場所が大字〇〇、畑2筆、1,149㎡、計1,439㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年1月10日から令和2年3月31日までとなっております。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,116㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年1月10日から令和2年3月31日までとなっております。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。

整理番号5番、場所が大字〇〇、畑1筆、827㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年1

月15日から令和2年3月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。42ページをご覧ください。

続きまして、議案第45号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。証明願い件数は3件でございます。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。43ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑4筆、3, 880㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、2, 234㎡です。申請理由は山林です。44ページをご覧ください。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田1筆、1, 149㎡です。申請理由は山林です。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第43号から第45号については、28日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

竹下第2小委員長 議長。

谷口議長 竹下第2小委員長。

竹下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から召集を受けまして、11月28日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条3件、5条5件、非農地証明願い3件でございます。議案ごとにご説明いたします。

農地法第4条の議案第43号、整理番号1番についてご説明いたします。申請人が現在住んでいる住宅が老朽化しており、新たに農家住宅と農機具倉庫を建築するため申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北に約500mのところのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地、東側は市道、西、南側は農地に接していますが、農地に影響の無いように建てる計画のため、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問

題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。申請人は平成22年頃、申請地に倉庫を建築しましたが、今回、自分で土地を調査したところ申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇駅から西に約200mのところに位置します。申請地の状況は、北、西、東側は宅地、南側は鉄道用地に囲まれているため、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明いたします。申請人は市内の畜産農家です。昭和30年頃に畜舎等を建築しましたが、今回、自分で土地を調査していたところ、申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇研修館から北西に約400mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は申請人所有の宅地や農地に囲まれているため、周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条の議案第44号、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は〇〇として自営業をされており、今回、住宅と作業場を建築したく適地を探していたところ、実家近くに適地を見つけたので譲渡人である所有者に相談し、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南西に約200mのところに位置します。申請地の状況は、北側は国道、南側は農道、西、東側は宅地と農地に接しています。農地への影響が無いように建築する計画のため、周囲農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番と3番については同一事業の為、併せてご説明いたします。譲受人は、県外の太陽光発電事業者です。今回、えびの市で売電事業がしたく適地を探していたところ、適地を見つけたので譲渡人である所有者に相談し、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北東に約1kmのところに位置します。申請地の

状況は、西側は山林、東側は農道、北、南側は農地に接していますが、耕作放棄地のため現況は原野化している状況であるため、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番についてご説明いたします。譲受人は、整理番号2番と3番の譲受人と同じです。売電事業のため、譲渡人の了承を得て申請するものです。場所は〇〇地区です。整理番号2番及び3番の申請地の東側に位置します。申請地の状況は、東側は山林、西側は農道、北、南側は農地に接していますが、先ほど同様に耕作放棄地となっているので農地への影響はないと判断しました。その他特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番についてご説明いたします。譲受人は、県外の太陽光発電事業者です。えびの市で売電事業がしたく適地を探していたところ、適地を見つけたので譲渡人に相談し、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇団地から北に約100mのところに位置します。申請地の状況は、農地に囲まれております。そのため、周囲の農地所有者に事業を説明して、事業に対する同意も得たとの事です。被害防除計画も適切である事から影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの議案第45号についてご説明します。今月の非農地証明願いの3件につきましては、事務局が用意した航空写真等を見て、判断しました、特に問題は見当たりませんでした。

以上、農地法第4条申請3件、農地法第5条申請5件、非農地証明願い3件、計11件については、慎重・審議しました結果、第2小委員会は、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第43号から第45号の計11件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 先ほど第2小委員長から報告があった場所ですが、反対する訳ではありませんが、私達第3小委員会がこの地域に太陽光で転用調査した経緯がございます。報告のありましたとおり、非常に日照条件の良い場所です。最初は許可しないとしましたが、所有者からの同意も得ている事から許可相当としました。ただ、知識が無いのでパネル数が違うのに出力が同じである事と太陽光の売電は無くなると聞いていますが、太陽光での転用が多いようですが、パネルがいつまで持つのか、また、回収する時はどうなるのでしょうか。放置されるのではないかと心配するところがございますが、そこら辺がお分かりであれば、教えていただきたいと思っております。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 関連ですが、都市計画用途区域に太陽光パネルという事ですが、用途区域について、教えてください。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 先ほど尾山委員より用途区域についてご質問がありましたが、細かい部

分は分かりませんが、建築物に対して制限があるようです。また、栗下委員から出力についてご質問がありましたが、出力が5千キロワット以上になると電気事業法では発電用の電気工作物（発電所）となり、「自家用電気工作物」となるため、電気事業法第42条に規定される「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規定を定めて届け出る義務」及び電気事業法第43条に規定される「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために、電気主任技術者を選任して届け出る義務」が生じます。しかし、5千キロワット以下ですと届出は不要だと聞いています。九州電力との契約は平成26年頃に契約をして、経済産業省の認定を取っているようです。新規に契約されたものについては、単価が十何円かと聞いています。回答になったかどうか分かりませんが、以上です。

谷口議長 よろしいでしょうか。

栗下委員 はい。

尾山委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 関連関連になりますが、以前に申請されて、今、申請されている分について売電の単価は変わらないようですが、売電単価自体は下がっているようですが、以前申請された時の単価は維持されているのか、お聞きします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいまの竹下委員のご質問にお答えします。お聞ききしている話では契約を結んだ時の単価だと聞いています。ただ、正確なところは分かりませんが、契約してから期間内に工事しないと認定が取り消されるようです。期間については、覚えていないところです。以上です。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 台風などの自然災害でゴルフ場の鉄塔が住宅に倒壊して、業者は道義的に補償はするが、自然災害なので補償義務はないとの報道がありました。結局、業者が鉄塔は無償で撤去しただけでした。このことから太陽光パネルなどが、台風などの強風などで飛ばされて、家を損壊するという実態が発生するかもしれません。この場合の責任などは明確にされていないのでまた、将来、太陽光発電を行っている会社がつぶれた場合は、パネルなどの産業廃棄物だけが残るという心配もありますのでそういう事を含めて、今後、勉強会などを事務局にお願いします。

谷口議長 提案という事でよろしいでしょうか。

上島委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 先ほどの上島委員の話に関連しますが、申請書などに太陽光パネルを設置する場所の周囲の農地の所有者に対する誓約書や被害防除計画を適切にとありますが、市の方に計画書が提出されているものか、お聞きします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいまの竹下委員のご質問にお答えします。転用申請の添付書類ですが、宮崎県においては、被害防除計画書という言い方はせずに事業計画書という形で提出されます。お隣の鹿児島県では、被害防除計画書を必ず添付するようになっているようです。以上です。

谷口議長 今の説明ですと事業計画書の中に被害防除の計画が記載されているようです。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第43号から第45号に対する第2小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第43号から45号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第43号及び44号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第45号は、お諮りのとおり決定いたします。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時17分